

AIRRECT AP/AIRRECT Cloud 取扱店規約

2021 年 4 月 27 日 制定

この AIRRECT AP/AIRRECT Cloud 取扱店規約（以下「本規約」という）は、パナソニック EW ネットワークス株式会社（以下「当社」という）の AIRRECT AP（無線アクセスポイント）、および AIRRECT Cloud（クラウド型無線 LAN コントローラ）サービス利用のライセンスをエンドユーザーに対し再販売する条件を、再販売する取扱店様（以下、「取扱店様」という）と当社との間で定めるものである。

第 1 条（定義）

本規約における各用語は、それぞれ以下の各号に掲げる意味を有するものとする。

- (1)「本ソフトウェア」とは、当社が使用ライセンスを許諾する機械判読可能なオブジェクトコードおよびそのアップデートであって、ハードウェアに組み込まれているものをいう。尚、本規約の定めにかかわらず、本製品及び本サービスの販売によって、本ソフトウェアに関するいかなる権利も、当社及び本条第 (16) 号で定義する「本ライセンサー」以外の者に譲渡されるものではない。
- (2)「本製品」とは、本ソフトウェアを組み込んだ無線アクセスポイントハードウェアをいう。
- (3)「本クラウドサービス」とは、クラウド上で提供される当社の無線アクセスポイントプラットフォーム（「AIRRECT Cloud」をいう）とそのアップデートであって、当社が本製品用に準備し、本製品に関連して取扱店様に提供するものをいう。
- (4)「本サービス」とは、当社が提供するサービスをいい、本クラウドサービスおよびプロフェッショナルサービスが含まれるものをいう。
- (5)「プロフェッショナルサービス」とは、本規約または相互に合意した作業明細書に基づき当社が提供するすべてのサービスを指し、当社による本クラウドサービス、ハードウェアまたはソフトウェアの変更を含むがこれらに限定されない。
- (6)「当社ウェブサイト」とは、当社が運営する、または当社に代わって運営される公開または限定公開のウェブサイトをいう。
- (7)「本ドキュメンテーション」とは、本製品および本サービスに関連して 当社が提供する、随時更新され得るドキュメンテーションであり、ユーザーガイドまたはインストールマニュアルが含まれるものをいう。
- (8)「エンドユーザー」とは、本製品を自己使用する権限を当社から与えられた（当社もしくは販売店様への注文時においてエンドユーザーライセンス契約を受諾するか、または、当社の製品アクティベーションプロセスにおいてソフトウェアライセンス規約を自ら受諾するか自己の代理人または代表者が代わりに受諾することにより）、本製品および本クラウド

サービスの最終購入者をいう。但し、エンドユーザーには、本製品および本クラウドサービスに関して当社と競合する法人または個人は含まれず、また、エンドユーザーは、更なる再販売、再マーケティングまたは頒布する目的で、本製品および本サービスを、再販売、ライセンス、貸与その他のいかなる形態においても第三者に提供しないものとする。

(9)「マーク」とは、商標、サービスマーク、商号、ロゴまたはラベルをいう。

(10)「非純正品」とは、次の各号のいずれか一つにでも該当する本製品をいう。

① 当社の同意を得ずに当社マークが付されているもの

② 本ライセンサーおよび当社、又は当社が許諾したライセンス製造業者により製造されたものでないもの

③ 純正の本製品または純正の本ライセンサー製品を偽造または模倣する意図をもって生産されたもの

④ 本ライセンサーまたは当社製品の製造した本製品であって、著作権表示、商標、ロゴ、秘密保持表示、製造番号またはその他の製品識別子が当社の同意を得ずに削除、改変または破棄されているもの

(11)「当社マーク」とは、現在及び将来において当社が所有または管理するマークをいう。

(12)「再販売」とは、エンドユーザーに権利を譲渡する方法により行われる（本クラウドサービスの場合には、本クラウドサービスにアクセスして使用する権利を譲渡する方法により行われる）本製品及び本サービスの再販売、処分または頒布をいう。

(13)「取扱店様」とは、本規約の順守を前提として、エンドユーザーに直接再販売する目的、又はエンドユーザーへの販売を目的とする他の取扱店様への再販売を目的として、当社から本製品及び本サービスを購入する販売店をいう。尚、取扱店様が本製品を開梱する場合には、取扱店様は、当社の指定する方法に従い、本規約に加え、以下の URL において当社が定める「エンドユーザ様情報の取扱いに関する規約」及び「ソフトウェアライセンス規約」並びに「エアレクトクラウドサービス利用規約」につき同意するものとする（<https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/support/wlan/term.html>）。

(14)「未承認製品」とは、取扱店様が当社以外の第三者から購入する純正の本製品及び本サービスをいい、非純正品は含まれない。

(15)「アップデート」とは、本ソフトウェア及び AIRRECT Cloud のアップグレード、更新、バグ修正、または修正後のバージョンをいう。

(16)「本ライセンサー」とは、本製品、および本サービスの再販売に係るライセンス契約を締結している当社のパートナー企業をいう。

(17)「ソフトウェアライセンス契約」とは、当社が別途定める「ソフトウェアライセンス規約」に対してエンドユーザーが同意することにより、当社とエンドユーザーとの間で成立する、本ソフトウェアの利用に関する契約をいう。

(18)「エアレクトクラウドサービス利用契約」とは、当社が別途定める「エアレクトクラウドサービス利用規約」に対しエンドユーザーが同意することで、当社とエンドユーザーとの

間で成立する、本クラウドサービスの利用に関する契約をいう。

(19)「エンドユーザー契約」とは、ソフトウェアライセンス契約及びエレクトロクラウドサービス利用契約の総称をいう。

(20)「契約地域」とは、日本国内をいう。

(21)「顧客」とは、エンドユーザーまたは、本製品を開梱するもしくは開梱したユーザー（保守運用事業者またはシステムインテグレーターを含む）をいう。

第2条（取引形態及び注文ならびに支払い）

1 取引形態

取扱店様は、本規約の各条項に従い、契約地域内において、当社または本規約を順守する別の取扱店様が再販売した本製品および本サービスを、契約地域内におけるエンドユーザーに再販売することができ、また、契約地域内におけるエンドユーザーに再販売する目的で本製品及び本サービスを購入しかつ本規約を順守する別の取扱店様に再販売することができる。

2 注文および支払い

取扱店様は、別途両当事者が合意する書式および指定事項（注文する本製品および本サービスの品番、数量、使用期間、適用料金を少なくとも含むが、これらに限定されない。）を明記した書面（以下「注文書」という）を当社に対して発行することにより、本製品および本サービスを当社から購入することができる。また、取扱店様は当社に対し、本製品および本サービスの対価を当該注文書に記載される支払条件に従い支払うものとする。

第3条（取扱店様の責任）

1 エンドユーザーとの契約

取扱店様は、エンドユーザーに本製品及び本サービスの再販売を行う条件として、エンドユーザー契約の条件に従うよう顧客に求めるものとする。取扱店様は、エンドユーザーが本製品および本サービスを購入する意思表示を行う前に、顧客に当該求めを行わなければならない。取扱店様は、取扱店様が顧客におけるエンドユーザー契約の違反を認識した場合、当社に対し速やかに通知するものとし、本製品及び本サービスに関する権利を行使または維持できるよう、当社に対し商業的に合理的な協力を行うことに同意する。

2 次の取扱店様との契約

取扱店様は、本製品および本サービスの再販売を他の取扱店様（以下「2次取扱店様」という）に行う条件として、(1) 2次取扱店様が本製品および本サービスをエンドユーザーに再販売する場合、本規約で取扱店様が負うのと同等の義務を2次取扱店様に順守させるものとし、(2) 2次取扱店様が本製品および本サービスを更に別の取扱店に再販売する場合は、

前項および次項の規定を含む本規約にて取扱店様及び2次取扱店様が負うのと同等の義務を当該別の取扱店に課し、その履行について当社に対し連帯して責任を負うものとする（取扱店様が2次取扱店様に同等の義務を課す場合において必要な限度で、本規約上の「取扱店様」は「2次取扱店様」と読み替えるものとする）。また、取扱店様は、取扱店様が認識した2次取扱店様の義務違反を当社に速やかに通知するものとし、本製品および本サービスに関する権利を行使または維持できるよう、当社に対し商業的に合理的な協力することに同意するものとし、本製品および本サービスの再販売に関連する2次取扱店様の作為または不作为に起因する第三者責任から当社および本ライセンサーを補償するものとする。

3 エンドユーザーに関する情報の提供

取扱店様は、エンドユーザーにおける本製品及び本サービスの使用において必要となる場合、顧客のメールアドレス等の情報を当社に通知するものとする。

4 非純正品または未承認当社製品

(1) 取扱店様は、非純正品または未承認本製品の購入または再販売、もしくは非純正品または未承認本製品に付随する本クラウドサービスの再販売に意図的に従事しないものとする。取扱店様は、非純正品または未承認本製品を意図的に購入、ライセンス、取得、使用、宣伝または再販売しないものとする。取扱店様は、第三者が所有する非純正品または未承認本製品の存在または存在の疑いを認識した場合には、その旨を速やかに当社に通知するものとする。取扱店様は、当該非純正品または未承認本製品の再販売に関しては、本規約において許諾される権利を享受する権利を有しない。当社は、すべての非純正品および未承認本製品でのすべての本サービスの実行を拒否、保留または中止する権利を留保する。前述の定めにかかわらず、取扱店様が当社から調達する製品に関しては、本項を完全に遵守しているとみなされる。

(2) 取扱店様が非純正品または未承認本製品を意図的に再販売または再配布した場合、当社は、自己の選択により、①取扱店様による本製品の購入および再販売の記録、および第5条（記録保持および監査）に基づく関連記録を監査すること、および、②監査により、第5条（記録保持および監査）に基づき取扱店様による本規約の重大違反が明らかになった場合に限り、当該監査の実施に際して当社が負担したすべての合理的な費用を取扱店様に請求することができる。

第4条（権利留保および制限等）

1 権利留保

本サービス、本ソフトウェア、これらのすべてのコピー、すべての関連する本ドキュメンテーションおよび資料等、本製品および本サービスに組み込まれまたは内在する個々の財産権に係る一切の権利は、当社に留保されるものとする。本規約に関連して当社が取扱店様に発行するいかなる請求書も、本製品及び本サービス並びに本サービスに係る特許権、著作権、商標権またはその他の所有権益を譲渡するものではない。

2 取扱店様における制限等

取扱店様は、本製品または本製品内で表示されている当社マーク、著作権表示または秘密保持等に関する表示を削除、変更または破棄してはならない。取扱店様は、未承認製品を再販売してはならないものとする。取扱店様は、本ソフトウェアをコピー、複製、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしたり、本ソフトウェアのソースコードまたは基礎となるアルゴリズムを発見しようと試みたり、本クラウドサービスへの不正アクセスを試みたりしてはならない。取扱店様は、第三者による本ソフトウェアの不正な逆コンパイル、逆アセンブル、修正、検査、またはその他のリバースエンジニアリング、もしくはソースコードまたは基礎となるアルゴリズムを再構築もしくは発見しようとする不正な試みを認識した場合には、その旨を速やかに当社に通知するものとする。

3 本ドキュメンテーションの権利

当社が取扱店様に提供する本ドキュメンテーションは、当社が著作権を有する場合があり、本規約（および別途指定がある場合においては当社が取扱店様に提示する追加条件）に従って取扱店様に提供されるものとする。取扱店様は、当社の事前の書面による承諾なく、本ドキュメンテーションの修正、追加、抜粋、翻訳、翻案、その他一切の変更をしてはならず、また、取扱店様は、本ドキュメンテーションを、本規約の有効期間中に限定して自己が使用すること、および、第6条2項に従うことを条件に、顧客にその複製を配布することができる。

第5条（記録保持及び監査）

取扱店様は、購入および再販売した本製品および本サービスの完全、真正かつ正確な記録および計算書類（以下総称して「記録」という）を、一般に認められた公正な会計原則に従って保持するものとする。なお、当該記録には、取扱店様が入手可能な限りにおいて、本製品および本サービスの再販売先である2次取扱店様または顧客の氏名および所在地が含まれるものとする。取扱店様は、当該記録を当社による監査のために提供するものとする。なお、当該監査は、取扱店様が当該記録を保持している場所において、15営業日前までに書面による通知を送付して、2年間に最大1回の頻度で、通常営業時間内に、当社の費用負担にて行われる。取扱店様は、当該監査により本規約の重大な違反が明らかになった場合に限定して、当該監査の実施過程で当社が支出したすべての現金支出費用を負担するものとする。取扱店様が本規約を遵守していることを監視および確認する目的で、当社またはその独立監査人が当社の費用負担にて追加の特定監査を2契約年度につき最大で1回の頻度で実施することができることを取扱店様は承諾する。当該監査には、非純正品または未承認当社製品の取得、使用、宣伝または再販売を防止するための調査を含めることができる（ただしこれらに限定されない）。取扱店様は、当社又は当社の監査人からの要請に応じ、当社の監査人と協力の上、当社の費用負担にて、真正かつ正確な情報を提供するものとする。取扱店様は、当該監査により取扱店様が本規約の重大な違反を犯していることが明らかになった場合、

当該監査の実施過程で当社が支出したすべての合理的な費用、手数料および経費を負担し当社に対しこれを速やかに弁済することに同意する。本条に基づく監査の過程で当社が取得した情報は取扱店様の秘密情報に含まれるとみなされ、当該情報には本規約第7条（秘密保持）は適用されないものとする。

第6条（限定保証および責任の制限）

1 取扱店様に対する保証

(1) 本規約に別段の定めがない限り、当社は、当社がエンドユーザー契約に基づきエンドユーザーに提供するのと同様のクラウドサービスおよび本ソフトウェアの保証を取扱店様に提供する。

(2) 当社ウェブサイトに掲載されるすべての資料は、現状有姿にて掲載されるものであり、当社は、当社ウェブサイトに含まれる情報、リンク、その他の資料の正確性または完全性について一切保証しない。また、当社ウェブサイトエラーがないこと、及び当社ウェブサイトが問題または中断なく運営されることについて、一切保証しない。

2 顧客に対する保証

取扱店様は、本製品及び本サービスに関し、書面によるか口頭によるかを問わず、当社に代わって顧客または2次取扱店様に対していかなる誓約、保証または表明も行わないものとする。

3 責任の制限

本規約の他の定めにかかわらず、本規約により生じる請求およびその他に基づき生じる請求に関する当社の責任の総額は、請求の原因が生じた日より前の12ヶ月の間に本規約に基づき取扱店様が当社に実際に支払った本クラウドサービスの代金に制限されるものとする。この責任の制限は、累積的なものであって、一事象ごとのものではない。本規約に定める責任の除外および制限は、日本国法により禁止される場合には適用されないものとする。

4 派生的損害の放棄

当社及び本ライセンサーは、付随的、特別、間接、懲罰的または派生的損害、収入の逸失、利益の逸失、データの破損、事業中断、機会の逸失、営業権の逸失、または評判の逸失については、契約、不法行為その他の原因に起因するか否かにかかわらず、当社及び本ライセンサーがこれらの可能性について知らされていた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

第7条（秘密保持）

1 取扱店様および当社は、本製品および本サービスの再販売の過程ならびに本規約に関連する義務の遂行過程において、一方の当事者（以下「受領当事者」という）が他方の当事者（以下「開示当事者」という）から開示される秘密性および専有性のある開示当事者に関する情報（以下「秘密情報」という）を取得する場合があることを認識する。当該秘密情報に

は、営業秘密、ノウハウ、発明、開発計画、手法、設計、プロセス、プログラム、本ソフトウェア、図表、ソフトウェアのソースコード/文書、データ、顧客リスト、財務情報、価格、費用、売上高およびマーケティング計画、または各当事者が他方の当事者の秘密情報、専有情報もしくは営業秘密情報であることを認識しているか、または合理的に認識しているべきその他の情報が含まれる（ただし、これらに限定されない）。

2 前項にかかわらず、顧客から提供された（取扱店様又は2次取扱店様経由で入手する情報を含む）情報またはデータ、もしくはエンドユーザーが本サービスを使用したことで収集された情報またはデータのうち、当社が本サービスの提供過程で取得したものは、当社の秘密情報に含まれるものとする。

3 受領当事者は、本規約の有効期間中はもちろんのこと、本規約の解除または満了後も3年間にわたり、秘密情報を秘密として厳格に保持するものとし、また、自己の責務の履行過程において使用する場合、本規約に基づき開示当事者から明示的に認められた場合を除き、当該秘密情報を使用しないものとする。また、受領当事者は、開示当事者の書面による事前の同意を得ずに、当該秘密情報をいかなる者にも開示しないものとする。ただし、受領当事者は、本規約に基づく自己の義務を履行または自己の権利を行使できるようにするため、当該秘密情報を知る必要のある自己の親会社および子会社（弁護士および公認会計士を含む）（当社が受領当事者の場合においては本ライセンサーを含む）に対し、次の各号に従うことを条件とし、当該秘密情報を開示することができる。

① 当該親会社、子会社および顧問（当社が受領当事者の場合においては本ライセンサー）が本条に基づく秘密保持義務と実質的に同等の秘密保持義務に拘束されることに同意していること

② 当該親会社、子会社または顧問（当社が受領当事者の場合においては本ライセンサー）による秘密保持義務の違反に受領当事者が責任を負うこと。

4 受領当事者は、本規約に基づく受領当事者の責務の履行に関連して秘密情報を知る必要のある自己の従業員に限定して、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、受領当事者は、開示の対象となる自己の従業員に対し、秘密情報を極秘に保持し、受領当事者による雇用の過程で必要とされる場合を除き、当該秘密情報を第三者に開示しないよう適切に義務付けるものとする。受領当事者は、秘密情報の不正開示が生じた場合には、開示当事者が被ったすべての損害を開示当事者に補償するものとする。

5 受領当事者は、秘密情報の管理責任者を任命し、本規約に違反した秘密情報の開示または漏洩を回避するため、当該責任者をして合理的な措置を講じさせるものとする。なお、当該措置には、受領当事者のその他の情報と秘密情報とを分離して極秘に保持すること、および個人が所有する電子機器での秘密情報の保存を禁止することが含まれる（ただし、これらに限定されない）。

6 本規約に定める秘密保持義務は、次の各号に掲げる情報には適用されないものとする。

① 開示当事者から受領する前に、秘密保持義務を負担することなく受領当事者が適法に

所有または知得していた情報

- ② 本規約に違反することなく法的小および公的に利用可能であるか将来利用可能となる情報
- ③ 受領当事者が秘密保持義務を負担することなく開示当事者以外の入手先から正当に取得した情報
- ④ 秘密情報を使用せずに受領当事者によりまたは受領当事者のために開発された情報であって、その独自開発が証拠書類をもって立証可能な場合
- ⑤ 販売に供された製品の完全に適法な検査または分析により受領当事者にとって入手可能となる情報
- ⑥ 本条 2 項に違反して開示された情報。

7 受領当事者は、裁判所または政府機関の発した有効な命令等に基づく場合に限定して、秘密情報を開示することができる。

第 8 条（有効期間および解除）

1 本規約の有効期間

本規約は、当社が注文書を承諾した日に発効し、その後、注文された本サービスの有効期間が満了またはエンドユーザー契約に定める解除によって終了する日まで有効とする。

2 解除

一方の当事者が本規約に定める自己の義務を履行しなかった場合において（以下、当該当事者を「不履行当事者」という）、その不履行内容が明示された書面による通知が相手方当事者から当該不履行当事者に送付された後 60 日以内に当該不履行が実質的に治癒されないときは、相手方当事者は、書面による解除通知を当該不履行当事者に送付することにより、当該解除通知に明示された日に本規約を解除することができる。但し、各当事者は、次の各号に該当する場合には、書面による通知を他方の当事者に送付することにより、本規約を直ちに解除することができる。

- ① 他方の当事者が清算したか、債務超過に陥った場合
- ② 他方の当事者に破産管財人または類似の管理人が指名された場合
- ③ 他方の当事者が自己の全てのまたは実質的に全ての債権者の利益のために自己の株式又は事業の譲渡を行った場合
- ④ 他方の当事者が自己の義務の全部または実質的に義務の全部について和解、延期または再調整に係る契約を締結した場合
- ⑤ 他方の当事者の救済または再建にあたり、法令に基づき実体上の破産申請が他方の当事者によりまたは他方の当事者に対して提出された場合
- ⑥ 他方当事者が第 7 条または第 10 条 3 項に違反した場合。

3 当社による解除

当社は、取扱店様（2 次取扱店様を含む）が本製品および本サービスを再販売したエンド

ユーザーが、本製品および本サービスに関し当社と競合する法人または個人であると当社が判断する場合は、当該エンドユーザー及び当社に注文を行った取扱店様に書面で通知することにより、当該エンドユーザーとのエンドユーザー契約および当該取扱店様からの注文を直ちに解除することができる。

4 解除の制限

本規約に別段の定めがない限り、いずれの当事者も、事由を問わず本規約を解除することができない。

5 本規約の解除及び終了の効果

- (1) 当社が本規約を解除した場合または本規約が満了した場合、取扱店様は、本規約に基づく AIRRECT Cloud および本ドキュメンテーションの使用を直ちに停止し、当社の指示に従い、アクセスの停止措置および本ドキュメンテーションの廃棄または返却を行うものとする。
- (2) 事由を問わず本規約が終了した場合、すべての未払い料金は、解除または満了の効力発生日に支払期限が到来するものとする。
- (3) 本規約が解除された場合または満了した場合、いずれの当事者も、本規約に定めがある場合を除き、本規約に基づき更なる義務を負担しないものとする。本規約が解除された場合または満了した場合でも、支払われるべき金額に関する当社の債権が放棄されたことにはならないものとする。

6 本規約終了後の責任

- (1) 各当事者は、本規約が解除された場合または満了した場合でも、当該解除または満了に起因する事業または営業権の逸失に関しては、将来の利益の逸失であるか、製品の宣伝費用の逸失またはその他の誓約の逸失によるかを問わず、いずれの種類の損害賠償または補償も享受する権利を有さないことに同意する。ただし、解除および満了によっても、本規約の解除または満了の前に既に発生していた各当事者の責任（期限の到来している支払に対する責任を含むが、これに限定されない）は、消滅しない。
- (2) 各当事者は、法の適用等により本規約が解除されるか終了した場合、法律に基づき各当事者が有する解除または終了を理由に補償または賠償を受ける権利または請求権を明示的に放棄する。

第9条（法令の遵守及び反社会的勢力の排除）

1 法令の遵守

各当事者は、本規約の締結及び履行において、個人情報保護法等、本製品及び本サービスに関連する法令（以下「関連法令」という）を遵守するものとし、取扱店様は2次取扱店様においても関連法令を遵守させるものとし、各当事者は、相手方における関連法令の違反を認識した場合またはその違反を疑う理由を有する場合には、その旨を他方の当事者に直ちに通知するものとする。また、各当事者は、各当事者を代理又は代表する全ての個人が他方

当事者のために行うすべての業務に適用される関連法令を遵守することを保証する。

2 反社会的勢力の排除

(1) 各当事者は、自己及び自己の親会社、子会社、関係会社およびその従業員ならびに自己の主要な出資者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団及びその関係団体等（以下「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと及び自己の主要な出資者又は従業員等が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。また、取扱店様は、2次取扱店様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

(2) 各当事者は、相手方が前項に違反している事実を発見したときは、直ちに当該違反当事者に対して当該事実を報告する。

(3) 各当事者は、相手方が本条第1項に違反したときは、なんらの催告及び負担を要することなく、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができる。かかる解除により違反当事者に損害が生じた場合でも、反対当事者はこれを賠償する義務を負わないものとする。

(4) 各当事者は、他方の当事者が反社会的勢力の排除に関して適用される法令の規定を遵守しなかったと合理的に判断した場合には、自己の裁量により、かつ、他方当事者に対する通知を要さず、本規約および本規約に基づき期限が到来する支払を直ちに終了することができる。

第10条（一般条項）

1 履行

各当事者は、他方当事者の最善の利益または業務上の評判を害するか、害する恐れのある行為を、いかなる場合も、違法な形で行い、公表または発言し、他の者に行わせ、公表または発言させないことに同意する。本項は、本規約の解除又は満了後も存続するものとする。

2 準拠法

本規約の有効性、解釈および執行は、日本国の法律に準拠するものとする。

3 譲渡

(1) 本規約に基づく各当事者の地位は、法の作用によっても譲渡することができず、また、他方当事者の書面による明示的な事前の同意を得ずに譲渡することができないものとする。但し、各当事者は、当該譲渡が譲渡当事者の資産の全部または実質的全部の取得者に対して行われるものである場合、または吸収合併、新設もしくは類似の取引（以下「支配権の変更」という）による承継人に対して行われるものである場合には、他方当事者の同意を得ずに当該譲渡することができるものとし、譲渡当事者は、当該譲渡の後直ちに、譲渡の効力発生日から30日以内に、当該譲渡に関する通知を他方当事者に書面にて送付するものとする。

(2) 支配権の変更を根拠として他方の当事者の競争相手に対して譲渡が行われた場合、また

は競争相手が譲渡当事者の持分の過半数を（直接または間接に）取得した場合、他方の当事者は、当該譲渡の後いつでも、譲渡当事者または競争相手に 30 日前までの書面による通知を送付することにより、本規約を解除する権利を有するものとし、当該解除は直ちに効力を生じるものとする。尚、本条項に基づき本規約が解除された場合でも、両当事者は、第 8 条 5 項に定める義務を引続き履行するものとする。

4. 各当事者の関係

各当事者は、独立した本規約の当事者であって、他方の当事者を拘束し、又は他方当事者に代わって義務または責任を創設する権限を有しない。

5. 存続条項

第 1 条（定義）、第 3 条 2 項（次の取扱店との契約）、第 4 条（権利留保および制限）、第 5 条（記録保持および監査）、第 6 条（限定保証および責任の制限）、第 7 条（秘密保持）、第 8 条（有効期間および解除）、第 9 条（法令の遵守等）、第 10 条（一般条項）は、事由の如何を問わず、本規約の満了または解除後も存続するものとする。

6. 不可抗力

本規約に基づく義務が不可抗力によってその履行が妨げられ、制限され、または遅延を余儀なくされた当事者は、当該不可抗力事由が継続している間、当該義務の履行を免れるものとする。ただし、当該当事者は、不可抗力事由を記載した書面による通知を他方の当事者に速やかに送付し、不可抗力事由が終了した場合には直ちに当該義務の履行を再開し、かつ、当該不履行または遅延を解消するため、また、不可抗力事由による影響が最小限になるよう、商業的に合理的な最善の努力を尽くすものとする。（尚、「不可抗力」とは、各当事者の合理的な支配を超える事由であって、各当事者の怠慢または過失によらずに発生するものをいい、火災その他の大規模な災害もしくは事故、天変地異、疫病、世界的流行、悪天候、戦争その他の暴力、または政府機関の法律、命令、宣言、規制、条例、要求もしくは要件、コンピュータ攻撃またはインターネット上でのまたはインターネットを介した攻撃等、悪意のある行為が含まれる（ただし、これらに限定されない））。

7. 可分性

本規約のいずれかの部分が公権力により執行不能と判断された場合でも、残りの部分は、有効に存続し、執行不能と判断された条項は、本規約に明示される両当事者の意思に最大限の法的効力を与える形で自動的に改正されるものとする。

8. 権利放棄

一方の当事者が本規約のいずれかの権利を行使しなかった場合であっても、その後に本規約のあらゆる権利を行使する当該当事者の権利が放棄されたことにはならないものとする。

9 その他の救済手段

本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約に明示されるすべての救済手段は、各当事者が利用可能なその他の権利および救済手段に追加されるものであって、いかなる場合も

その権利および救済手段を制限するものではない。各当事者は、当該権利および救済手段をすべて明示的に留保する。

10. 販売権および購入権等の非独占性

本規約は、取扱店様（2次取扱店様を含む）及び顧客に対し、何らかの製品またはサービスを購入または販売する独占的な権利を許諾するものではなく、また、他の売主または顧客の競合製品または競合サービスを開発、取得または販売する各当事者の行為を妨げるものではないことを、本規約への同意をもって各当事者は明示的に承諾および合意するものとする。

11. 完全なる合意

本規約は、本規約の目的及び趣旨に関する各当事者間の完全なる合意であり、口頭によるか書面によるかを問わず、各当事者間において事前または同時期になされた見積もり、提案、了解、表明またはその他の合意に優先するものであり、本規約は、両当事者の正当な権限を有する代表者の署名が付された文書をもって行う場合に限り、これを修正することができるものとする。

以上

(改訂履歴)

- ・ 2022年4月1日 当社社名変更による一部修正。
- ・ 2022年10月24日 条項番号、各種文言、定義文言等の統一と修正、日本法に準拠する形への加筆修正。
- ・ 2023年4月24日 各種文言の明確化、不要条項の削除等（尚、取扱店様及び2次取扱店様にとっての不利な内容変更はございません）。